

# 石川県公報

平成23年4月19日

第12383号(火曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

## 目次

告 示		公 告	
保安林の指定	(森林管理課) 1	土地改良区の定款変更認可公告	(同) 4
漁業災害補償法第108条第2項の規定による同意の認定	(水産課) 1	都市計画の決定に係る図書の写しの縦覧公告	(都市計画課) 4
歳入の収納事務の委託	(警察本部) 2	都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧公告	(同) 5
大規模小売店舗立地法による意見の概要の公告	(経営支援課) 2	都市計画事業の事業計画の変更の認可に係る公告	(同) 5
土地改良区の役員退任公告	(経営対策課) 3	開発行為及び公共施設に関する工事の完了公告	(建築住宅課) 5
土地改良区の役員就任公告	(同) 4		

## 告 示

### 石川県告示第200号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

平成23年4月19日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 保安林の所在場所  
金沢市菊水町ノ1の1、1の2、1の4、1の5、1の9、1の35から1の41まで
- 指定の目的  
水源のかん養
- 指定施業要件
  - 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び金沢市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 石川県告示第201号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第108条第2項の規定による同意があったものと認める。

平成23年4月19日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 輪島加入区
  - 発起人の住所及び氏名  
輪島市海士町天地45番地 細道 清一郎

輪島市鳳至町下町46番地2 上浜 喜久馬

(2) 区域

石川県漁業協同組合の地区のうち旧輪島市漁業協同組合の地区

(3) 区分

海士町、鳳至町地区の者が、総トン数8トン以上10トン未満の漁船を使用して営む底びき網漁業

(4) 漁業災害補償法施行規則(昭和39年農林省令第35号)第48条の2において準用する同令第46条第1項の規定による通知年月日

平成23年3月9日

2 輪島加入区

(1) 発起人の住所及び氏名

輪島市輪島崎町1部220番地6 川端 進吉

輪島市輪島崎町1部138番地 松村 重喜

(2) 区域

石川県漁業協同組合の地区のうち旧輪島市漁業協同組合の地区

(3) 区分

輪島崎町地区の者が、総トン数5トン以上10トン未満の漁船を使用して営む底びき網漁業

(4) 漁業災害補償法施行規則(昭和39年農林省令第35号)第48条の2において準用する同令第46条第1項の規定による通知年月日

平成23年3月9日

3 輪島加入区

(1) 発起人の住所及び氏名

輪島市海士町天地24番地 上浜 忠喜

輪島市鳳至町鳳至丁121番地4 笹波 守一

(2) 区域

石川県漁業協同組合の地区のうち旧輪島市漁業協同組合の地区

(3) 区分

総トン数10トン以上の漁船を使用して営む底びき網漁業

(4) 漁業災害補償法施行規則(昭和39年農林省令第35号)第48条の2において準用する同令第46条第1項の規定による通知年月日

平成23年3月9日

石川県告示第202号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の収納事務を委託した。

平成23年4月19日

石川県知事 谷 本 正 憲

委 託 事 項	委 託 先		委 託 期 間
	所 在 地	名 称	
パーキング・メーター(石川県公安委員会が受託者に対し、その運用管理を委託したものに限る。)の作動の手数料の収納事務	金沢市東蚊爪町2丁目1番地	財団法人石川県交通安全協会	平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

公 告

大規模小売店舗立地法による意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項及び第2項の規定による大規模小売店舗に関する意見

の概要は、次のとおりである。

平成23年4月19日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
イオン松任ショッピングセンター  
白山市平松町102番地1ほか
- 2 届出の内容及び届出の公告の日  
内 容 駐車場の位置、駐車場の位置及び収容台数、駐車場の自動車の出入口の数及び位置の変更  
公告日 平成22年12月7日
- 3 市町村の意見の概要  
市町村名 白山市  
意見の概要 意見なし
- 4 居住者等の意見の概要  
居住者等の意見なし
- 5 意見の縦覧場所  
石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター
- 6 意見の縦覧期間  
平成23年4月19日から同年5月19日まで

#### 土地改良区の役員退任公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨の届出があった。

平成23年4月19日

石川県知事 谷 本 正 憲

#### 小松市国府土地改良区

職 名	氏 名	住 所	退任年月日
理 事	本 田 雅 昭	小松市古府町又29番地	平成23年3月12日
"	村 先 憲 之	" 河田町才31番地1	"
"	中 井 均	" 埴田町ト84番地2	"
"	寺 安 正	" 河田町ヲ176番地	"
"	北 山 勝 雄	" 古府町又240番地	"
監 事	宮 越 政 能	" 河田町ク119番地	"
"	小 山 弘 明	" 埴田町140番地	"
"	番 場 俊 男	" 小野町己247番地	"

#### 田鶴浜町土地改良区

職 名	氏 名	住 所	退任年月日
理 事	野 崎 博	七尾市田鶴浜町ト部128番地	平成23年3月31日
"	石 川 邦 彦	" 舟尾町チ部5番地	"
"	森 田 昌 和	" 川尻町い部33番地1	"
"	山 田 貞 男	" 新屋町チ部33番地	"
"	赤 坂 隆	" 田鶴浜町ヨ部5番地1	"
"	繰 納 武 志	" 高田町ツ部36番地	"
"	杉 吉 正	" 杉森町力部6番地	"
監 事	石 川 邦 雄	" 舟尾町チ部18番地	"
"	瀧 中 一 雄	" 田鶴浜町八部84番地	"

"	三 枝 定 男	" 高田町へ部23番地	"
---	---------	-------------	---

土地改良区の役員就任公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨の届出があった。

平成23年4月19日

石川県知事 谷 本 正 憲

小松市国府土地改良区

職 名	氏 名	住 所	就任年月日
理 事	本 田 雅 昭	小松市古府町又29番地	平成23年3月13日
"	村 先 憲 之	" 河田町才31番地 1	"
"	中 井 均	" 埴田町ト84番地 2	"
"	寺 安 正	" 河田町ヲ176番地	"
"	北 山 勝 雄	" 古府町又240番地	"
監 事	宮 越 政 能	" 河田町ク119番地	"
"	小 山 弘 明	" 埴田町140番地	"
"	番 場 俊 男	" 小野町己247番地	"

田鶴浜町土地改良区

職 名	氏 名	住 所	就任年月日
理 事	赤 坂 隆	七尾市田鶴浜町三部 5 番地 1	平成23年4月1日
"	石 川 邦 彦	" 舟尾町チ部 5 番地	"
"	渡 辺 和 太 次	" 川尻町水部157番の 1 地	"
"	山 田 貞 男	" 新屋町チ部33番地	"
"	圓 山 賢 一	" 田鶴浜町ト部58番地	"
"	辻 茂 典	" 高田町ツ部45番地 1	"
"	杉 吉 正	" 杉森町力部 6 番地	"
監 事	石 川 邦 雄	" 舟尾町チ部18番地	"
"	瀧 中 一 雄	" 田鶴浜町八部84番地	"
"	舘 野 繁 雄	" 高田町ヤ部33番地	"

土地改良区の定款変更認可公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。

平成23年4月19日

石川県知事 谷 本 正 憲

土 地 改 良 区 の 名 称	認 可 年 月 日
志 賀 町 土 地 改 良 区	平 成 2 3 年 4 月 1 1 日

都市計画の決定に係る図書の写しの縦覧公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により、金沢市から都市計画の決定に係る図書の写しの送付があったので、次のとおり縦覧に供する。

平成23年4月19日

石川県知事 谷 本 正 憲

都 市 計 画 の 種 類	縦 覧 場 所
金沢都市計画伝統的建造物群保存地区 (卯辰山麓伝統的建造物群保存地区)	石川県土木部都市計画課及び金沢市都市整備局都市計画課
金 沢 都 市 計 画 地 区 計 画 (ガ ー デ ン シ テ ィ 小 坂 地 区)	〃

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、金沢市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付があったので、次のとおり縦覧に供する。

平成23年4月19日

石川県知事 谷 本 正 憲

都 市 計 画 の 種 類	縦 覧 場 所
金 沢 都 市 計 画 用 途 地 域	石川県土木部都市計画課及び金沢市都市整備局都市計画課
金 沢 都 市 計 画 特 別 用 途 地 区	〃

都市計画事業の事業計画の変更の認可に係る公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、次の都市計画事業の事業計画の変更が認可された。

平成23年4月19日

石川県知事 谷 本 正 憲

都市計画事業の種類及び名称	施行者の名称	事務所の所在地	事業地の所在
平成16年北陸地方整備局告示第133号 山中都市計画道路事業3・5・4号温泉中央南線	石 川 県	小松市白江町リ61番地1 南加賀土木総合事務所	(1) 収用の部分 平成16年北陸地方整備局告示第133号の事業地のうちおろぎ町二及びおろぎ町口を削る。 (2) 使用の部分 なし

開発行為及び公共施設に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく次の開発行為及び公共施設に関する工事が完了した。

平成23年4月19日

石川県知事 谷 本 正 憲

開発区域に含まれる地域の名称	公共施設の種類、位置及び区域	開発許可を受けた者
河北郡津幡町字能瀬八103番2、104番2、113番1から113番7まで、114番1から114番7まで、農道及び水路の無籍地の一部	道 路 河北郡津幡町字能瀬八103番2、104番2、113番1、113番2、113番4、114番1、114番2、114番4、農道の無籍地の一部 水 路 水路の無籍地の一部	金沢市北安江二丁目15番17号 株式会社 橘土地

